

政令第 号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第百十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第三項の表第十三号中（十）を（十一）とし、（六）から（九）までを（七）から（十）までとし、（五）の次に次のように加える。

（六） 蓄電用の電気工作物（専ら電力の貯蔵を目的とするものとして経済産業省令で定めるものに限る。第十六号（六）において同じ。）に関するもの

第四十六条第三項の表第十六号中（九）を（十）とし、（六）から（八）までを（七）から（九）までとし、（五）の次に次のように加える。

（六） 蓄電用の電気工作物の工事に関するもの

第四十六条第三項の表第十七号中「(九)」を「(十)」に改め、同表第二十七号中「若しくは格納容器等」を削り、同表第三十五号中「又は格納容器等」を削る。

附 則

この政令は、令和四年十二月一日から施行する。

理由

蓄電用の電気工作物の設置者に対する技術基準適合命令等に係る経済産業大臣の権限を産業保安監督部長に委任する必要があるからである。